



配偶者の税額軽減で相続財産 1億6千万円までは無税に！

自分の妻や夫のことは配偶者とい
 います。配偶者が相続した財産につ
 いては「配偶者の税額軽減」という制
 度があつて、これを使うと相続税が
 大幅に軽減されます。そんな制度が
 あるのなら、どんなケースで、どれほ
 ど負担が軽減されるのか知りたくな
 ります。

そこで今回は『**配偶者の税額軽
 減**』について簡単に説明させて頂き
 ます。

◆制度のあらまし

配偶者が相続した財産については次の
 金額までは相続税はかかりません。

(1) 法定相続分

配偶者が相続した財産が法定相続分
 の範囲内であれば、上限なしで相続税
 はかかりません。

例えば、相続人が配偶者と子供の場
 合は、配偶者の法定相続分は二分の一で
 すから、遺産の半分までならいくら相続
 しても税金はかかりません。

(2) 1億6千万円

配偶者が相続した財産の額が法定相
 続分を超えていたとしても、1億6千万

円の範囲内であれば、これを相続した配偶
 者には税金はかかりません。

つまり、遺産のすべてを相続したとしても、
 この額の範囲内であれば、税金はかからな
 いこととなります。ただし、「すべてを相続
 してもよい」というのは、あくまでの税金の
 話であつて、本当にすべてを持って行つた
 ら「お母さん、それはもらい過ぎ！」と、遺
 留分をめぐって争いになるかもしれません。

◆この制度を使うためには

この制度は、配偶者が取得した財産に
 ついて適用されるものですから、相続税の
 申告書上で、配偶者が何をどれだけ相続
 したかを明らかにする必要があります。し
 たがつて、申告期限までに遺産分割の話が
 まとまらなかつた場合は、この制度の適用
 は受けられません。ただし、ここであきら
 めてはいけません。この時点ではだめだつ
 たとしても、申告書に「申告期限後3年以
 内の分割見込書」を添付しておけば、分割
 が決まった時点でこの制度の適用を受け
 ることができます。つまり、当初申告で払
 い過ぎになっていた税金を返してもらふこ
 とができます。

◆二次相続のことも考えて

一般的に夫婦は年齢が近いことが多いの
 で、税金がかからないからと言って配偶者

があまりたくさん相続をすると、その
 後まもなく訪れる配偶者の相続で子供
 たちは思わぬしつぺ返しを受けることが
 あります。

相続税対策の目的は、できるだけ目減
 りしない形で親の代から子供の代に財産
 を移すことです。父親と母親の2度
 の相続を通じて納める相続税の総額が
 最も低くなるポイントをつかんでおく必
 要があります。

相続税を低く抑えるコツは、一家の財
 産をひとかたまりにして(一度に)相続し
 ないこと、言い換えれば、父親と母親の2
 度の相続を通じてバランスよく分割する
 ことです。

このバランスをとる手段が「**配偶者の
 税額軽減**」であり、第一次相続で配偶者が
 どれだけ相続すればよいかという balan
 スポイントは、遺産の総額、相続人の数、
 配偶者がもともと持っている固有の財産
 などによって決まります。

第一次相続で配偶者がどれだけ相続す
 るかによつては一家が負担する相続税の
 総額は倍にでも半分にも変動すること
 があるので、そこは専門の先生に相談し
 た上で、このバランスポイントを念頭に置
 いて遺産分割に臨むことをお勧めします。